

最近の域外適用の事例から見た グローバル・コンプライアンス問題について

河村 寛治

1. はじめに

経済のボーダレス化という真の意味のグローバル時代を迎え、企業はさまざまな形でグローバルな国際取引や事業活動を展開しつつあるが、その過程でかつて遭遇したことのないさまざまな課題や法律問題に直面している。

国際ビジネス活動に関する法分野に関しては、これまでビジネス活動の国際性や取引主体の国際性に着目されてきており、ビジネス活動の対象国や地域が特定している場合には、これらの国や地域における法やルールを遵守するという点において、そのためのコンプライアンスの守備範囲も比較的限定されている。しかしながら、最近のように、製品やサービスの提供などの企業活動を行っていない国や地域、またそこでの投資などビジネス活動の拠点を設けていない国や地域といったビジネス活動の対象国以外の法の域外適用の問題が増えている状況を見ると、コンプライアンスの対象となる守備範囲の問題を改めて検討しなければならないのではないだろうか。

このようなグローバルなビジネス活動が展開される現代においては、国家の法による企業やビジネス活動の規制は、当該国家や地域以外にも適用されることとなり、かつこれらの規制も、必然的に重複することとなり、複数の国の法が同一のビジネス活動に対して適用される場合も少なくないといった問題にも直面することとなる。

また、これら企業のグローバルなビジネス活動に関連する法律問題に関しても、国際税務の問

題、環境問題、労務問題や消費者保護問題、また独禁法、不正競争防止や腐敗防止法などの公的規制問題や、輸出管理など国際的な安全保障問題、さらには最近のTPPや地域経済協定などに基づく経済活動や、経済制裁などの通商問題となってくると、国際ビジネスの分野では、今まで想定していなかったような法的問題が多数発生することとなる。また、国際的な反社会的勢力に関連する資金洗浄（マネーロンダリング）やテロ資金供与などの不法な金融取引を防止することも求められているため、国際取引やグローバルビジネスに関連する法の役割や守備範囲が拡大し、かつ不明確となりつつあり、その外延も曖昧となってくるという問題に直面している。

なお、これらはグローバルなビジネス活動に関連するコンプライアンス問題などとして捉えられることとなるため、そのコンプライアンスの対象は、これら様々な法的規制に加え、いわゆるソフトローという世界もコンプライアンスの対象とすべき状況になっている。

そこで、本稿においては、最近の具体的な域外適用の問題を取り上げつつ、企業における国際的なビジネス活動における「グローバル・コンプライアンス」の課題を検討してみたい。

2. 域外適用とは

国際取引や国際ビジネス活動というと、必然的に契約をはじめとする私法関係に焦点があてられるが、これまで国際経済法の主要な論点とされてきた輸出規制や独占禁止法、そして贈賄禁止法な

ど、国際取引や国際ビジネス活動に密接に関連する公法的な規制も、公正な国際取引やビジネス活動の実現に向けた役割を担っている。これら公法的な規制の適用範囲に関しては、伝統的にその国の主権の及ぶ範囲内に限定されると考えられてきた（属地主義）。つまり、国家の立法管轄権、司法管轄権および執行管轄権は自国の領域内でのみ行使すべきであるという考え方である。

このような国際法の原則の下では、一般に執行管轄権を自国領域外で行使することは許容されないとされているが、立法管轄および司法管轄については属地主義だけではその法目的を達成できないことが少なくないため、自国との一定の関係性が認められる場合は、領域外の自国および外国企業の活動に対しても管轄権を行使することがある。これらは域外適用の問題として扱われている。海外における企業間のカルテルなどについて、その効果が自国市場に影響を及ぼす場合には、自国の競争法の適用が可能であるとする効果理論（the effect doctrine）はその典型である。しかし、グローバルに企業活動が展開される現代においては、刑事罰の対象となる外国公務員贈賄規制やマネーロンダリング規制やテロ資金対策など、国家法による企業活動規制は必然的に重複し、ときには複数の国の法が同一の企業行動に対して適用される場合が少なくない。域外適用については、いまだに統一的原則が形成されておらず、各国・地域がそれぞれのルールの下で独自に運用しているため、国家管轄権の行使の限界をめぐって激しい議論が展開されている。

その議論の内容は、これまでは、国家はその領域内で行った行為や事実に対して、行為者の国籍に関係なく、管轄権を行使することができるとする「属地主義」という考え方から、安全保障、経済秩序など重要な国家利益に関する事項について、行為者の国籍や行為地には関係なく、管轄権を行使することができるとする「保護主義」、さらには行為者の国籍や行為地には関係なく、世界共通の利益を保護するため、管轄権を行使することができるとする「普遍主義」という考え方まで、様々な考え方があると指摘されている。

結果として、これらの原則にしたがって、わが国の法令も外国における行為に対して適用される可能性が増えるとともに、わが国国内における行為に対しても外国の法令が適用される可能性があることを意味している。これら法令が、条約等の拘束性の強い法規（ハードロー）であれば、ある意味理解できるものの、それが進むと国家間の対立という問題にも発展する可能性がある。一方で、サミット合意や国連グローバル・コンパクトなど法的拘束力のない申し合わせ（ソフトロー）などの場合には、それが各国における法整備を一定程度、強制することになるものの、グローバルなビジネス活動に関しては、直ちにそれが義務化されることはないということとなる。

しかしながら、グローバルなビジネス活動に従事している企業等の組織にとっては、ハードローだけでなく、ソフトローについても、企業としての取組や行動規範に盛り込まれた場合には、当然のことながら、それらを遵守することが求められることとなる。また、最近では、取引先企業等からも、その行動規範（Code of Conduct）などの遵守を求められることも多くなっており、これらはすべてグローバルなコンプライアンス問題として、意識していかなければならない。その意味で、グローバルなビジネス活動に従事している企業にとっては、この域外適用の問題は、単なる法令の遵守という枠を超えて、企業が社会的に認知され、企業価値を高め、かつ企業としての社会的責任を果たすという観点からは、重要な経営課題となることを意識しておかなければならない。

本稿では、これらをすべてコンプライアンスの対象問題として解説することはできないので、域外適用の典型的なカルテル規制や最近の腐敗行為防止規制といった域外適用の事例を取り上げてみることにする。

3. 独占禁止法の域外適用事例

(1) はじめに

競争法を有する国や地域の数が増加するとともに、カルテルや入札談合といった悪質な競争法違

反行為に対しては、米国やEU（欧州連合）を中心として世界的に厳罰化の傾向が強まっているのは、最近の新聞記事等からも明らかである。

海外において事業拠点や子会社などを設置して事業展開を行っている企業であれば、当該国の独占禁止法には少なからず注意を払っており、コンプライアンスの重要な対象となっている。しかし海外展開を行っていない企業が日本国内において行う行為や、また海外展開を行っている企業でも、当該ビジネス活動の対象国以外の国や地域の海外の独占禁止法が適用される可能性があることに十分留意しておく必要がある。その理論的な根拠としては、「効果理論」などの考え方が採用されており、当該国の市場競争に影響を及ぼす行為を規制するのが独占禁止法の趣旨である以上、それが物理的にどこで行われるかにかかわらず、当該国の競争に影響を及ぼす場合には、その限りにおいて、当該国における独占禁止法を適用することが世界的な潮流となっている。これが独占禁止法の域外適用の問題である。

ちなみに、米国においては、米国外の取引であっても、米国への「輸入取引または輸入通商」に関する場合、あるいは米国内の通商または輸入通商に対して、「直接的、実質的、かつ合理的に予測できる効果」を有する場合には、米国独占禁止法が適用されることとなる。EUの欧州委員会でも、この米国と同様「効果理論」の考え方を支持しているが⁽¹⁾、英国においては、行為地や行為者の国籍に応じて管轄権を行使する考え方を採用し、「効果理論」の採用には否定的であるようである。なお、中国でも、中国国内市場の競争を排除または制限する影響を及ぼす場合には、それが中国国外で行われた行為であっても、中国独占禁止法が適用されることが法文上明記されている（中国独占禁止法第2条）。

(2) 米国独占禁止法における域外適用

多くの日本企業が関与した事件として、自動車部品関連事件がある。米国においては、2011年9月の古河電気工業をはじめとする日系自動車部品メーカーが、自動車用ワイヤーハーネスなど自動

車部品にかかる競合他社との価格カルテルおよび不正入札への関与で起訴された事件を皮切りに、2014年3月時点においては、合計26社の日系自動車部品メーカーがカルテルによる摘発を受け、総額20億ドルという巨額の罰金が科されている⁽²⁾。また日本人25人が刑罰の対象となり、20人が1年～2年の実刑判決を受けているようである。

米司法省（FTC）と米連邦捜査局（FBI）は、幅広い産業分野での国際価格カルテルについて、独禁法（反トラスト法）違反で捜査しており、日本企業が絡むカルテル事件が少なからず対象となっている。自動車部品（防振ゴム）カルテルの関係で、ブリヂストンが4億2500万ドルという高額な罰金を課されている事件が話題となったが、同社は2011年に、マリンホースの取引を巡る国際カルテルに関わっていたとして、司法省との間で2800万ドルの罰金を支払う司法取引を締結し、その際、マリンホースとは別の防振ゴムの取引を巡る国際カルテルにも関与していたことを申告していなかったことにより、後日、防振ゴムの国際カルテルが発覚し、同社の関与が判明したため、司法省は同社に対する防振ゴムカルテルの罰金を加重したと発表している⁽³⁾。

従来、米国においては、米国外での価格カルテル行為の効果が米国国内に及ぶものであれば米国独禁法（シャーマン法）が適用されるという考え方（効果理論）が採用されてきていたが、現在では、シャーマン法は原則として国外の行為には適用されないが、同法が定める「輸入例外」や「効果例外」の場合にはシャーマン法が適用されることとなり、シャーマン法の域外適用の問題は、「外国通商反トラスト法改善法」（Foreign Trade Antitrust Improvement Act of 1982（FTAIA））のもとでの解釈の問題になってきたといわれている⁽⁴⁾。

米国独占禁止法違反の刑事罰については、罰金の最高額は、法人では、1億ドル、個人では100万ドルであるが、カルテルによって得た利益の2倍の額、またはカルテルによる損害額の2倍の方が高ければこれらが適用されることとなる。

米国の場合、さらに特徴的なのは、カルテルに

関与していた個人に対する刑事責任の追及問題である。禁固刑は最長10年である。ただ米国にはアムネ스티・プラス制度があり、摘発された企業が他の製品についての違法行為を自白すれば、それらに科せられた罰金の免除および最初に摘発された罰金は軽減されるという制度がある。つまり、違反を一番に申告してアムネスティを確保できれば所属企業だけでなく、その関係者も刑事罰を免除されるが、もしアムネスティを確保できない場合、企業が当局と司法取引を締結しても、当局は、カルテルに関与していた一定の関係者については刑事罰の免除を付与しない（いわゆる「カーブアウト」）という取扱いがとられるのが一般的となっている。

また、司法省はさらに一歩進んで「ペナルティ・プラス」という制度も設けており、申告した違反事件とは別の違反事件について、それを申告しておかないと、後日、未申告の違反事件が別ルートで当局の把握するところとなったときには、通常よりも一段と厳しく処罰するものである（アムネスティ・プラスを利用できる時に利用しておかないと、後日、ペナルティがプラスされる）。

(3) EUカルテル違反事件

EUにおいても、日欧の自動車向けベアリング企業6社が約1340億円のカルテル制裁金を科された事案がある。ここでは日本企業4社のうち3社が積極的な情報の提供を行ったことにより制裁金の減免を受けたが、最初にカルテルを当局に通報したジェイテクトは制裁金約8600万ユーロ（約121億円）を全額免除されている。対象となったのは、NTN、日本精工、不二越、ジェイテクトと独シェフラー、スウェーデンのSKFであるが、日本精工は40%減額され、約6200万ユーロが、不二越も30%減の約400万ユーロが、またシェフラーとSKFも減額を受けたが、NTNは対象外となり、約2億100万ユーロを科せられたようである。

欧州では、当局への協力状況に応じ、最初に通報した企業が100%、2番手以降は、20~50%それぞれ制裁金が減免されるという制度がある。欧州では、車部品分野のカルテルの摘発に力を入れ

ており、これまでワイヤーハーネスと座席について摘発が行われており、またエアバッグ、シートベルト、ハンドルなどでも調査が進められているという情報がある⁽⁵⁾。この自動車用ワイヤーハーネスに関しては、矢崎総業など計4社に対して、計1億4179万1千ユーロ（約181億円）の制裁金を科したと発表している⁽⁶⁾。矢崎総業に対しては、全体の9割弱にあたる1億2534万1千ユーロ、古河電気工業には401万5千ユーロの制裁金が科されたが、住友電気工業は、情報提供などで協力したため、制裁金を免れている。なお、矢崎総業は、欧州委員会の決定を受け、「再発防止のために、社内調査や社内規定の改訂を実施した。今後ともコンプライアンスを徹底していく」とコメントしている。

(4) 中国カルテル違反事件

中国における独禁法違反事件、特にカルテル違反事件の対象になった事件として、日立製作所の車部品子会社の日立オートモティブシステムズ、デンソー、愛三工業、三菱電機、ミツバ、矢崎総業、古川電気工業、住友電気工業の電装部品8社と、不二越、日本精工、ジェイテクト、NTNのベアリング（軸受）4社という日本の自動車部品メーカー12社に独禁法違反があったと認定し、10社に合計12億3500万元（約200億円；1元=16.75円で換算）の制裁金を支払うよう命じたと、中国独禁法当局である国家発展改革委員会（発改委）が発表している。

そこでは、価格カルテルを結ぶなど業界ぐるみで自動車部品の価格をつり上げる不正行為があったと判断され、価格カルテルを取り締まる国家発展改革委員会が各社の違反行為を認定したものである。これは、海外企業を対象にした中国の独禁法違反としては、2008年に独禁法を施行して以来、最大の摘発事件となった。「各社とも10年以上にわたって談合を繰り返していた」と指摘、「中国の消費者の利益を損なう悪質な違反行為だ」（発改委）と判断した結果、各社に中国での該当製品の年間売上高の4~8%に相当する制裁金が科されている。電装部品では住友電気工業の2億9040

万元（約48億円）が最大で、ベアリングでは日本精工が1億7492万元の制裁金支払いが迫られたが、日立と不二越は「当局の調査に協力的だった」という理由で制裁金の支払いを免れている。

中国の独禁法では、その執行機関として、商務部、国家発展改革委員会および国家工商行政管理総局の3機関が認定されており、商務部が企業結合に係る規制、国家発展改革委員会（発改委）が価格に係る独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制、国家工商行政管理総局が価格以外に関する独占的協定・支配的地位の濫用行為に係る規制を行うこととされている。発改委は、部品各社に「会社体制の見直し」も命令し、具体的には、(1)中国の法律に従って販売政策と販売行為を見直す、(2)全社員に独禁法関連の教育を実施する、(3)消費者の利益に貢献する行動を即座に取る、ことを命じたと報道されている⁽⁷⁾。

(5) わが国における独占禁止法コンプライアンス

わが国における独占禁止法のコンプライアンス問題に関して、平成24年11月28日、公取委から「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について（概要）」⁽⁸⁾が公表されているので、ここで参考のために抜粋しておくこととする。

「市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行によって独占禁止法違反行為を排除するとともに、個々の企業において独占禁止法に関するコンプライアンス（以下、「独占禁止法コンプライアンス」という）が推進され、競争的な事業活動が自律的に行われる環境を実現していくことが必要である。

独占禁止法違反行為に対し独占禁止法を厳正かつ積極的に執行することは、企業が、違反行為が摘発されるリスクと摘発された際のコストの重大さを認識して独占禁止法コンプライアンスに関する取組を実施・強化することにつながるものである。他方、独占禁止法コンプライアンスの推進は、独占禁止法違反行為の未然防止を通じて、市場における公正かつ自由な競争を一層促進するもので

ある。こうした観点から、公正取引委員会では、独占禁止法の厳正かつ積極的な執行と独占禁止法コンプライアンスに関する企業の取組の支援・唱導活動を「車の両輪」と捉えて、企業における独占禁止法コンプライアンスの推進に積極的に取り組んできている。

．．．．

一方、過去6年間（平成18年1月～平成23年12月）において独占禁止法違反行為を行っていた東証一部上場企業（違反行為時）は78社存在するところ、その61.5%に当たる48社は、当時、独占禁止法に関するコンプライアンス・マニュアルを策定・保有していながら独占禁止法違反行為を行っていた。この48社のうち13社が課徴金減免制度を利用しており、独占禁止法コンプライアンスに対する企業の意識の変化がうかがわれるが、独占禁止法コンプライアンスの実効性という点では、徐々に改善されてきてはいるものの、いまだ十分とは言えない実態にある。

このように公正取引委員会「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況」の報告書では、企業グループとしての一体的な取組の状況としては、海外における傘下のグループ会社に対する独占禁止法コンプライアンスへの関与が手薄になっているという調査結果が出ているようである。こうしたことを踏まえて、違反行為の未然防止や早期発見のためには、海外も含めた企業グループ全体で一体的にコンプライアンスを進めていくことが重要であるということも指摘されている。

なお、経済産業省では、2010年に「競争法コンプライアンス体制に関する研究会報告書」⁽⁹⁾を発表し、国際的な競争法執行強化を踏まえた企業・事業者団体のカルテルに係る対応策を公表している。その中では、「①予防（トップの意識改革／ルールの整備／研修等）」、「②違反行為の発見（内部監査制度／内部通報制度等）」、「③発覚時の対応（有事の場合の態勢整備／迅速な社内調査体制の整備と判断）」の3つの観点から、カルテル行為の防止に向けた対策を取りまとめているので参

考になるものと思われる。

価格カルテルや入札談合については、わが国においても悪質な独禁法違反行為として厳正に対処されているが、前述のように米国およびEUをはじめとする諸外国においてもその摘発はますます厳しいものとなっている。また、経済のグローバル化に伴い、わが国企業を含む多くの企業が国際カルテルを結んでいたとして摘発されているが、ワイヤーハーネスなどの自動車部品に係る事件審査においては、日本の公正取引委員会は、米国やEU等の競争当局とほぼ同時に調査を開始するなど、各国の競争当局間の国際協力や連携も進んでいることは明らかである。

また、公取委の事務総長のOECD競争委員会と競争に関するグローバルフォーラムにおける発言として、「カルテル審査における国際協力の向上についての議論も行われました。我が国からは国際担当審議官がパネリストとしてプレゼンテーションを行い、カルテル審査における国際協力の重要性の高まりを強調しながら、国際協力の向上のための取り組むべき課題について説明した」という点を見ると、やはり独禁法当局同士の国際的協力は、避けることができない状況になっているようである。

したがって、日本企業にとっても、海外子会社を含めたグローバルな観点から独禁法のコンプライアンスを推進していくことがますます重要になってきている。

4. 海外腐敗防止法とその適用事例

(1) はじめに

グローバルなビジネス活動においては、政治的に不安定で、かつ透明性が確保されていない国々、特に発展途上国向けの取引に関しては、それが利権にからむことが少なくなく、相手先政府の高官や政治家など一定の政治的権限を有する者が関与することもあるため、贈賄など不正な利益供与が行われることも多く存在していた。1970年代には、米国において、ウォーターゲート事件をきっかけに、企業による違法な政治献金が問題となり、海

外の政治家などに対する不透明な支払いも明るみになったため、米証券取引委員会（SEC）の調査の結果、400社以上が、外国の公務員や政治家、そして政党等に対して、3億ドルを超える、違法な、また疑わしい支払をしていたことが判明したようである。

このような不正行為のなかには、外国政府からなんらかの有利な取り扱いを受けるために外国政府高官に対して支払った賄賂から、政府の現場係官がその補助的職務や事務的職務を確実に実施することを確保するために支払ったとされる、いわゆる「円滑化のための支払」（ファシリテーション・ペイメント）に至るまで、様々なものが存在していたわけである。そのなかには、ロッキード社のエアバス売り込みに関連して、当時のわが国の総理大臣等に対して不正な資金の供与が行われた事実が表面化した、いわゆるロッキード事件（1976年）が有名である。

(2) 米国の海外腐敗行為防止法

米国には、国内の政治家等への賄賂の支払いを禁止する法律はあったものの、海外における贈賄行為を処罰する法律がなかったため、上記のロッキード事件がきっかけとなり、1977年12月に、外国公務員等への賄賂の提供を禁止する法律「海外腐敗行為防止法（FCPA: Foreign Corrupt Practices Act）」⁽¹⁰⁾が制定され、このFCPAは、米国国内企業や米国国籍の者に限らず、米国において株式を発行している会社や米国の取引所で売買されている特定の米国預託証券を通じて自国の株式を取引している米国国籍でない会社、その役員、従業員または代理人、および米国国内においてFCPA違反をした者（米国国内で郵便、電話、メール等を使用して贈賄行為の一部を行っただけでも該当する）というように、非常に広範囲に適用されることとなっている。

特に留意すべきは、上記のように米国において非上場である企業にも適用されるという点であり、海外における贈賄行為に関して、上場非上場を問わず、米国国内企業だけでなく、米国での証券発行など、米国との関連性がある企業や関係者も

FCPA違反の対象となることとなっている点である。これが、FCPAの域外適用の問題であり、その対象も後述のとおり拡大している。

このFCPAに違反した者には次のような罰が科される。(i)会社の場合には200百万ドル以下の罰金、(ii)個人の場合には5年以下の禁固、もしくは25万ドル以下の罰金、またはその併科、また、(iii)これらに代えて、違法行為で被告が得た利益または被害者のこうむった損害の2倍額相当の罰金を科されることがある。

(3) FCPAガイドライン

この米国におけるFCPAについては、2012年11月14日に、その解釈および執行に関する指針(以下「FCPAガイドライン」⁽¹¹⁾)というが、執行機関である米司法省および証券取引委員会により共同で発表されている。

その第二章では、適用範囲が規定され、贈答・接待・旅費の負担などで許容されるものと、そうでないものが例示され、通常の儀礼の範囲内か、合理的かつ正当な支出かなど積極的な抗弁として認められるものを挙げています。また特にエージェントやコンサルタントなどの第三者を経由して支払われることが多いため、その起用に関しても注意を喚起しています。FCPAガイドラインでは、エージェント等が外国公務員に賄賂を提供する可能性を示唆する状況についても、意識的に無視(willful blindness)、または、見て見ぬふりをしたような場合には、この米国FCPA違反を追及するための要件を満たすとされている。

具体的には、外国公務員に賄賂を提供する高い可能性を示唆する状況(下記のようなレッド・フラッグ状況)を認識していながら、漫然とエージェント等を起用していたような場合には、そのエージェント等による贈賄行為の責任についても追及される可能性があることになるので留意が必要である。

- ・ 過大な手数料・コミッションまたは値引きの要求
- ・ コンサルタント契約のサービス内容が不明確な場合

- ・ 十分な能力を有しているとは思われないコンサルタントを起用する場合
- ・ エージェント等が特定の外国公務員の関係者である場合
- ・ 特定のエージェント等の起用を外国公務員に推薦された場合
- ・ エージェント等が海外のペーパー会社であるような場合
- ・ エージェント等が海外の銀行口座への送金を要求してきた場合

また、このガイドラインの第五章では、実効性のあるコンプライアンス制度の整備が重要であることがあらためて強調されている。

(4) 英国の賄賂防止法(Bribery Act)⁽¹²⁾

英国においても、2010年4月に成立し、2011年7月に発効した英国の賄賂防止法(Bribery Act 2010)が存在しており、下記のように、英国で設立された企業だけでなく、英国においてビジネス活動を行う日本企業にも適用をされるので留意が必要である。

- (i) 公務員に対する贈賄だけでなく、民間人に対する贈賄にも適用される。
- (ii) 企業に贈賄防止措置義務を課し、自社の関係者(従業員や代理店、コンサルタント等)が自社のために贈賄行為を行った場合、その企業は、贈賄防止措置義務についての懈怠罪として刑事責任を問われる。
- (iii) 非英国企業であっても、事業の一部を英国で行っていれば、本法の適用を受ける。

この法律の罰則は、最高で10年の拘禁刑または無制限の罰金、犯罪者収益法(Proceeds of Crime Act 2002)に基づく財産の没収、さらには、会社取締役資格剥奪法(Company Directors Disqualification Act 1986)に基づく取締役資格の剥奪の可能性があるので留意が必要である。

この英国の贈賄を処罰する法律は、1997年11月にOECDにおいて採択された「OECD外国公務員贈賄防止条約; the Convention on Combating Bribery of Foreign Public Officials in International Business Transactions」が1999年

に発効したことにより、成立したものである。その特徴は、贈賄行為を防ぐ措置義務の懈怠責任が法制化され、営利団体が贈賄行為の防止を懈怠したことを処罰対象となっていることである。この贈賄防止措置義務懈怠責任を回避するためには、「十分な手続」(adequate procedure)をとっていたことを立証することが求められている。ただ、この「十分な手続」の内容は明確に定義されていないため、2012年2月には、指針が公表されている⁽¹³⁾。

この指針の基本原則は、「相当性」が基準となっており、営利団体が直面する贈収賄リスクは、その団体によって極めて異なるため、その性質上、規範的なものではない代わりに、各団体が贈収賄防止に関する指針および手続を作成・実施する際に検討すべき、6つの基本原則に焦点が当てられている。

原則1 — リスクに見合った相当な手続

原則2 — 経営陣の関与

原則3 — リスク評価

原則4 — デュー・ディリジェンス

原則5 — 情報伝達 (必要な研修を含む。)

原則6 — 監視 (モニタリング) および見直し

(5) わが国の動き—不正競争防止法

わが国では、OECD外国公務員贈賄防止条約の批准に伴い、1998年に不正競争防止法を改正することにより、わが国においても、外国公務員等に対する贈賄が処罰対象になっている。この処罰規定は国際商取引における公正な競争を確保することを目的としているが、特に国営企業の役職員について、それらが不正競争防止法第18条2項に定める外国公務員に該当するの否か判定が困難な場合も少なくないという問題が指摘されている。

この不正競争防止法で禁止される行為は、「国際的な商取引」に関し、「営業上の不正な利益を得る」ため、「職務に関する行為」をさせることを目的として、「金銭その他の利益を供与し、またはその申込み、もしくは約束」をすることとなっている。

① 「国際的な商取引」とは、国際的な商活動を

目的とする行為、すなわち貿易及び対外投資を含む国境を超えた経済活動に係る行為を意味している。

具体的には、1) 取引当事者間に涉外性がある場合、2) 事業活動に涉外性がある場合のいずれかであって、営利目的で反復・継続して行われる事業活動に係る行為であり、例えば、日本に主たる事務所を有する日本企業が、外国での事業の受注を目的として、入札情報を入手するなどに対して、日本での当該国の公務員に対する贈賄の事例である。

② 「営業上の不正な利益を得る」における「営業」とは、単に営利を直接に目的として行われる事業に限らず、事業者間の公正な競争を確保する法の目的からして、広く経済収支上の計算に立って行われる事業一般を含むと解されている。したがって、「営業上の利益」とは、事業者が「営業」を遂行していく上で得られる有形無形の経済的価値その他の利益一般を意味している。例えば、取引の獲得、工場建設や商品の輸出入等に係る許認可の獲得などがこれに該当する。

また「不正の利益」とは、公序良俗または信義則に反するような形で得られるような利益を意味している。ただ、通関、検問、入国・滞在ビザの発給・延長申請等の迅速化、上下水道・電話の敷設の円滑化等の通常の行政サービスに係る手続の円滑化等を受けるものについては、一般的には「不正の利益」には当たらないと考えられている。

③ 「職務に関する行為」とは、当該外国公務員等の職務権限の範囲内にある行為はもちろん、職務と密接に関連する行為も含むとされている。

具体的には、慣習上当該公務員が行っている事務や職務の遂行のために関係者に対し各種働きかけが、職務と密接に関連する行為として挙げられている。

④ 「金銭その他の利益」とは、金銭や財物等の財産上の利益にとどまらず、およそ人の需要・欲求を満足させるに足りるものを意味している。したがって、金銭や財物はもちろん、金融

の利益、家屋・建物の無償貸与、接待・供応、担保の提供・補償などの財産上の利益のほか、異性間の情交、職務上の地位などの非財産的利益を含む一切の有形、無形の利益がこれに該当するとされている。

(6) 日本企業が関与した事件

つぎに、日本企業が外国公務員贈賄禁止規制に違反した事例として、米国FCPA違反により、2011年には日揮が2億1880万米ドル、2012年には丸紅が5460万米ドルおよびブリヂストンが2800万米ドルの罰金を支払うことで米国司法省と和解したケースが特に有名であり、ナイジェリアLNG贈賄事件においては、米国と直接的な関連性がない場合にも適用されることが示唆され話題となったものである。以下、事件の概要を簡単に説明することとする。

① ナイジェリアLNG贈賄事件（2011年）

この最初の事件は、ナイジェリアのポニー島におけるLNG開発プロジェクト（総額約60億ドル）のために組成されたジョイントベンチャーを構成する日揮ほか米国企業、フランス企業およびオランダ企業（イタリア企業の子会社）の4社が、ナイジェリア政府高官に対して賄賂を提供した行為と、この事業に関連して、丸紅による公務員に対する贈賄行為が問題となった事件である。この事件は、フランス当局の捜査に始まり（2002年）、米司法省とSECの捜査が2004年に開始されていたものである。

本件においては、外国企業である日揮および丸紅をFCPA違反で処罰するためには、米国内での贈賄行為に関与していることを立証する必要があるが、現実には、この両社は、いずれも米国内での贈賄行為には関与していなかったため、FCPAで処罰するための理由として、米国企業とのジョイントベンチャーを組成しているため米国内関連者および発行者との間の共謀罪（日揮）が適用されることとなったものであり⁽¹⁴⁾、また丸紅に対しては、その幫助罪が適用されたものである⁽¹⁵⁾。これからも明らかであるが、米国内での贈賄行為に直接関与していなかったとしても、

FCPAの対象となるリスクがあることになるので注意が必要である。なお、この事件では、フランス企業やスイス企業も同様に制裁金が科せられている。

この事件では、米国との関連性は必ずしも強いとはいえないものの、米国ドルによる支払や米国法上の共謀・幫助ということを理由として、米国法が適用されることとなった点（域外適用）、また多額の制裁金が科されることとなった点、また支払われたその制裁金も関係国に分配されなかったという点で話題を呼んだ事例である⁽¹⁶⁾。

この事件においては、企業として和解を選択した理由として、裁判で長期間争うことにより、その間、米国政府関係の入札に参加できなくなるということ、また別件で各種捜査を受ける可能性が増えるというリスク、また他の取引先からも取引拒絶を受けるであろうというリスクを冒すよりは、和解（本件では、上記記載の罰金の支払いと一定期間の訴追猶予契約；Deferred Prosecution Agreement（DPA）が結ばれた）を選択したほうがベストだと判断されたものである。この訴追猶予契約（DPA）とは、司法省との間で、捜査協力をするとともに、コンプライアンス体制・内部統制整備等を、第三者のCompliance Monitorの監視下で一定期間実行し、再犯リスクを減らす努力を果たした場合には、訴追を猶予するというものであり、一方で、訴追を最初から行わないとするのが、非訴追契約（Non-Prosecution Agreement；NPA）と呼ばれている。

② マリンホース事件（2008年）

一方、原油をタンカーから陸地の貯蔵施設に移すときに使用されるマリンホースの製造・販売に関して、ブリヂストンほか、英・米・伊・仏の6社による入札談合や市場分割が行われたとして国際カルテルが問題となった。また同社は、その米国子会社を使って、ラテンアメリカ諸国における販売代理店との間で契約を締結し、当該代理店を経由して、公務員等に対して不適切な支払いを行う権限を付与し、支払が実行され、かつ同米国子会社および本社の担当者は、これらの支払を認識し、許容していたとして、米国海外腐敗行為防止

法違反で訴えられたものである。この事件では、米司法省の訴追に対して、本社担当部長が、FCPA違反と独禁法違反を理由に、2年間の懲役と8万ドルの罰金という有罪判決を受けている⁽¹⁷⁾。

その後、同社では、このマリンホース事業から撤退を公表し、その後の同社のCSRレポート等において、独禁法の遵守と外国公務員に対する贈賄防止対策にも熱心に取り組んでいる旨、繰り返し公表している。そのなかで、コンプライアンス教育の再徹底、不正防止の仕組み強化、全社的な組織変更と内部統制体制の強化についても強調されている。

5. グローバル・コンプライアンスのあり方

以上、企業のグローバルな活動に関連して発生するコンプライアンス、特にグローバル・コンプライアンスに関しては、国際的税務回避行為や国際的なファイナンス活動に関連するコンプライアンス・リスクも無視することができない問題となっている。国際的な税務回避行為に関しては、OECDにおいてBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 行動計画が2015年秋に承認され、今後の各国税務当局におけるルール策定という具体的な問題となっており、また国際金融活動の問題はFATF (Financial Action Task Force) という国際的な枠組みにおける検討課題ともなっているが、ここではあえて取り上げないこととする。

本稿で取り上げた問題は、独占禁止法と海外腐敗行為防止法にかかる域外適用を含めたコンプライアンス・リスクの問題であるが、独占禁止法にかかる域外適用の問題はすでにいろいろ議論されてきているので、ここでは、最近問題となってきた外国公務員等贈賄問題を特に取り上げて、グローバルな視点でコンプライアンスの問題を検討してみたい。

前述の米国のFCPAガイドラインでは、子会社が外国公務員等贈賄を行った場合の親会社の責任についても論じられている。まず、親会社の役員が、子会社に贈賄を指示した場合や、贈賄行

為に自ら参加した場合は、親会社の責任が生じるとされており、またエージェンシー理論 (agency principles) により、親会社が責任を負うことがあるとされている。このエージェンシー理論の中核は、親会社による子会社のコントロールの問題があり、親会社による子会社への指示等、子会社が親会社のエージェントと認められるような場合には、親会社も責任を負うこととなる。

この他、FCPAガイドラインには、買収や合併した場合の承継会社 (successor company) の責任についても言及している。ガイドラインによれば、事前に適切なデュー・ディリジェンスを行うことが必要であり、もしその過程で贈賄の事実が発覚した場合には、司法省やSECに開示して、協力し、贈賄を辞めさせ、贈賄を再度しないようなコンプライアンス体制を確立することが重要であるとされる。つまり、買収や合併前の問題に関して責任を負担することとなるので、国際的な企業買収などの場合には、特に留意をしておくべき問題となる。

ちなみに、英国の賄賂防止法では、明文により贈賄行為を防止するための適正な手続きを実施していることを立証すれば、法人の処罰に対する抗弁になるとされ (第7条2項)、政府が発表した指針にしたがってコンプライアンス体制を整備し、実施することが推奨されている。

日本においては、従業員や役員による外国公務員等への贈賄行為を未然に防ぐためには、以下のような外国公務員贈賄防止ウェブサイトに掲載されている「外国公務員贈賄防止指針」に規定されている取組を会社として行うことが効果的であるとされている。

- ① 国際商取引に関し代理店等を活用する場合には、外国公務員等に対して贈賄行為を行わないよう要請するとともに、贈賄行為を行わない旨の規定等を代理店等との契約に盛り込んでおくこと。
- ② 社内や関係会社における外国公務員贈賄防止普及活動や教育活動を実施する。海外子会社等、別法人の経営者・従業員に対しても、本社

と共通の認識を共有するよう意見交換を行うこと。

- ③ 外国公務員贈賄の通報窓口を設けるなど社内の体制を整備すること。海外子会社等においても、現地の法制度を考慮しつつ、本社と同様、基本方針やコンプライアンス・プログラムの趣旨を周知し徹底されることに努め、そのための組織体制が構築されることが望ましい。
- ④ 外国の法律等（贈収賄罪に関する法令・運用を含む。）についても十分に情報を収集し、適切な対応を講じるよう努めること。新たに国際商取引を開始する国に関しては、可能な限り事前情報を入手しておくこと。
- ⑤ 外国公務員贈賄防止等コンプライアンスに関し、その遵守状況を含め定期的な監査を行うこと。

このような取組を実施することにより、万一、従業員等が不正競争防止法に違反する外国公務員等へ贈賄行為を行った場合であっても、法人が積極的、具体的に違反防止のための指示を与えるなどして、違反行為を防止するために必要な注意を尽くしていたことが明らかであれば、法人に対する刑事罰を免れる可能性が残されている。

ちなみに、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）に違反した場合の法人罰の減刑に関しては、連邦量刑ガイドラインが参照されることとなるが、この基準を満たすコンプライアンス・倫理プログラムの遵守によって一定の減刑が可能となる。また2011年7月に発効したイギリスの2010年賄賂法第7条は、外国公務員等に対する贈賄等の禁止行為に法人の代表者や従業員が違反した場合の法人罰規定であるが、本条に関連して、法人が適切なコンプライアンス措置を講じていることを立証した場合は、法人による抗弁が可能であることから、政府により公表された指針（ガイダンス）にしたがってコンプライアンス体制を制定・実施することが推奨されている。この点は、上記の日本における「外国公務員贈賄防止指針」も同様である。

6. まとめ

いずれにしても、贈賄をはじめとするコンプライアンス違反事件は一度発生すると巨大な損害を生じかねない。また、グローバルに企業活動を展開する企業にとっては、コンプライアンス違反は様々な国や地域にその影響を及ぼす重大な問題となる可能性がある。それは最近のドイツの自動車会社フォルクスワーゲンの排ガス不正事件でも明らかであり、ドイツ経済そのものをも揺るがせない状況となっている。

本稿で特に解説した域外適用の問題は、どちらからという法的な規制の問題であるが、グローバル企業が遵守すべきルールの根底には、企業の社会的責任（Social Corporate Responsibilities: CSR）が存在しており、それを果たすためには、海外子会社を含む企業グループ全体について、法的規範に限定されること無く、社会的規範を遵守しつつ、グローバル社会におけるステークホルダーの利害を適正に調整することが求められる。

CSRを追求する目的は、慈善のためではなく、グローバル企業の存続に不可欠な要素であるとの認識が重要であろう。このCSRについては、各国毎に法的または準規範的フレームワークが実施されているが、国際的には、1976年にOECDが参加国の多国籍企業に対して、責任ある行動を自主的に取るために策定した行動指針（OECD多国籍企業ガイドライン）が存在しており、その最新版ガイドライン（2011年）においては、人権やデュー・ディリジェンスに関する内容が強化されている。

一方で、2000年には、国連グローバル・コンパクトが、国連本部で正式に発足し、その参加組織は、自らの戦略および事業を人権、労働、環境および腐敗防止に関する10の原則に整合させるよう専念し、国連の広範な目標を支援する行動をとることが義務付けられている。2010年には、ISO（国際標準化機構）が組織の社会的責任に関する国際規格を制定している。これは、社会的責任に関する国際的に開発された包括的なガイダンス文書で

あり、持続可能な発展への貢献を最大化することを目的としている。

いずれにしても、コンプライアンスの対象は、ビジネス活動の対象国にかぎらず、また法制度だけでなく国際的な社会的な責任に対する取組みや取引先との契約に基づく規制など、いわゆるソフトローなども考慮しておくことが必要であり、これがグローバル・コンプライアンスの重要なポイントであるということであろう。

以上からも、グローバルな活動を展開している企業にとっては、これら世界的な傾向を考慮しながら、改めて既存のコンプライアンス・プログラムを見直し、グローバルな活動をも対象とするグローバル・コンプライアンス・プログラムを再構築することが必要である。そのためにも本稿が少しでも参考になればうれしかざりである。

注

- (1) 国際染料カルテル事件 (Dyestuffs Case) ; Case IV/26.267-Dyestuffs 1969年7月24日決定 (OJ L 195, 07.08.69)
- (2) ジェトロセンサー2014年6月号66頁。
- (3) 2014年2月13日付司法省発表 <http://www.justice.gov/opa/pr/2014/February/14-at-157.html>
- (4) 越知保見「部品カルテル問題と日米欧独占禁止法の域外適用(1)」国際商事法務41巻10号1468頁。
- (5) 2014年3月24日日本経済新聞
- (6) 2013年7月10日日本経済新聞
- (7) 2014年8月20日日本経済新聞
- (8) 平成24年11月28日、公取委「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」
<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h24/nov/121128.html>
- (9) <http://www.meti.go.jp/report/data/g100129cj.html>
- (10) <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/>
- (11) A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practices Act ; <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/guide.pdf>
- (12) 新城浩二「英国Bribery Actの概要」(NBL 946号, 2011)
- (13) <https://www.gov.uk/government/publications/bribery-act-2010-guidance>
- (14) United States v. JGC Corp., No.11-cr-260 (S.D. Tex.) (2011年4月6日) ; <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/jgc-corp/04-6-11jgc-corp-info.pdf>
- (15) United States v. Marubeni Corp., No.12-cr-022 (S.D. Tex.) (2012年1月17日) ; <http://www.justice.gov/opa/pr/2012/January/12-crm-060.html>
なお、同社については、2014年3月19日、米海外腐敗行為防止法(「FCPA」)の贈賄禁止条項について複数の違反行為を行ったこと、また、インドネシアでの発電所建設契約を獲得するためにインドネシアの公務員に賄賂を支払うというFCPA違反行為への共謀に関与したことを認めた (United States v. Marubeni Corp., No.14-cr-052 (D. Conn.) (2014年3月19日) ECF No.5.)
- (16) 内田芳樹「海外腐敗行為防止法(FCPA)の域外適用～日本企業に対する共謀罪・幫助罪等による管轄権の拡大と対処法～」(国際商事法務41巻7号973-981頁)
- (17) United States v. Bridgestone Corp., No.11-cr-651 (S.D. Tex.) (2011年9月15日) ; <http://www.justice.gov/criminal/fraud/fcpa/cases/bridgestone/09-15-11bridgestone-information.pdf>